

# 新十津川町陣痛タクシー事業

R8.4.1～

陣痛が始まったときに、登録場所から砂川市立病院までタクシーで妊婦さんを送り届けます。登録料・利用料はかかりません。新十津川町に住民票がある妊婦さんは、どなたでも安心してご利用いただけます。

## 1 妊娠届出時

保健師から陣痛タクシー事業の説明をし、利用希望を確認します。利用希望があった場合は、登録タクシー会社を決めて、利用申請書を記入し提出します。後日提出の場合は、妊娠中期面談の1か月前までが提出期限です。

## 2 妊娠中期面談時

利用希望者には、陣痛タクシーセット(2回分の利用票と防水シート等の必要物品)をお渡しします。

## 3 タクシー会社への登録

ご自身でAかBのタクシー会社へ電話をかけて登録します。

A: 北星三星交通株式会社  
TEL 0125-22-4333  
※折り返しの場合は  
「0125-35-9090」から電話がきます

B: ふじ観光株式会社  
TEL 0125-23-6000

A・Bどちらか選択

### 【登録内容】

- ・妊婦の氏名
- ・妊婦の住所(町内のみ)
- ・住所の世帯主氏名
- ・出産予定日
- ・電話番号

## 4 陣痛が来たら

まず砂川市立病院に電話をかけて、いつ病院に行ったら良いか、指示を受けます。それに合わせて、登録タクシー会社に電話をかけます。その時、「陣痛タクシーです。」と必ず伝えてください。

## 5 タクシーが来たら

運転手へ陣痛タクシーセットの袋の中から「利用票」を出して、必ず渡してください。運転手に上記の袋を渡すと、防水シートを敷いてくれ、後片付けもしてくれます。

## 6 タクシーが病院に着いたら

タクシーの利用料は、町が全額助成しますので、支払いの必要はありません。使用しなかった陣痛タクシーセット(袋ごと)は、運転手から返却されます。町への返却は必要ありません。利用票も廃棄してください。

- ・登録場所(自宅または町内の居所)から砂川市立病院までの片道の利用料金を助成します。
- ・助成回数は、妊娠1回につき1回となりますが、出産に至らず帰宅した場合は、2回までとなります。